

○ 情報開示の推進

・法人が自主的に公表することが望ましいものとしている「法人の業務及び財務等」に関する情報に「法人の理事及び評議員の氏名、役職等」の情報を追加し、法人運営の透明性の向上を図る(公益法人並び)

《該当通知等》

・別添1「社会福祉法人の認可について(局長通知)」

○ 地方公共団体からの施設委託先社会福祉法人の役員等の条件緩和

・施設を委託する地方公共団体の、委託先社会福祉法人への役員等への加入義務撤廃

《該当通知等》

・別添9「社会福祉事業団等の設立及び運営について(局長通知)」

○ その他字句の整理

・身体障害者福祉法等の改正に伴い、字句の整理を行った

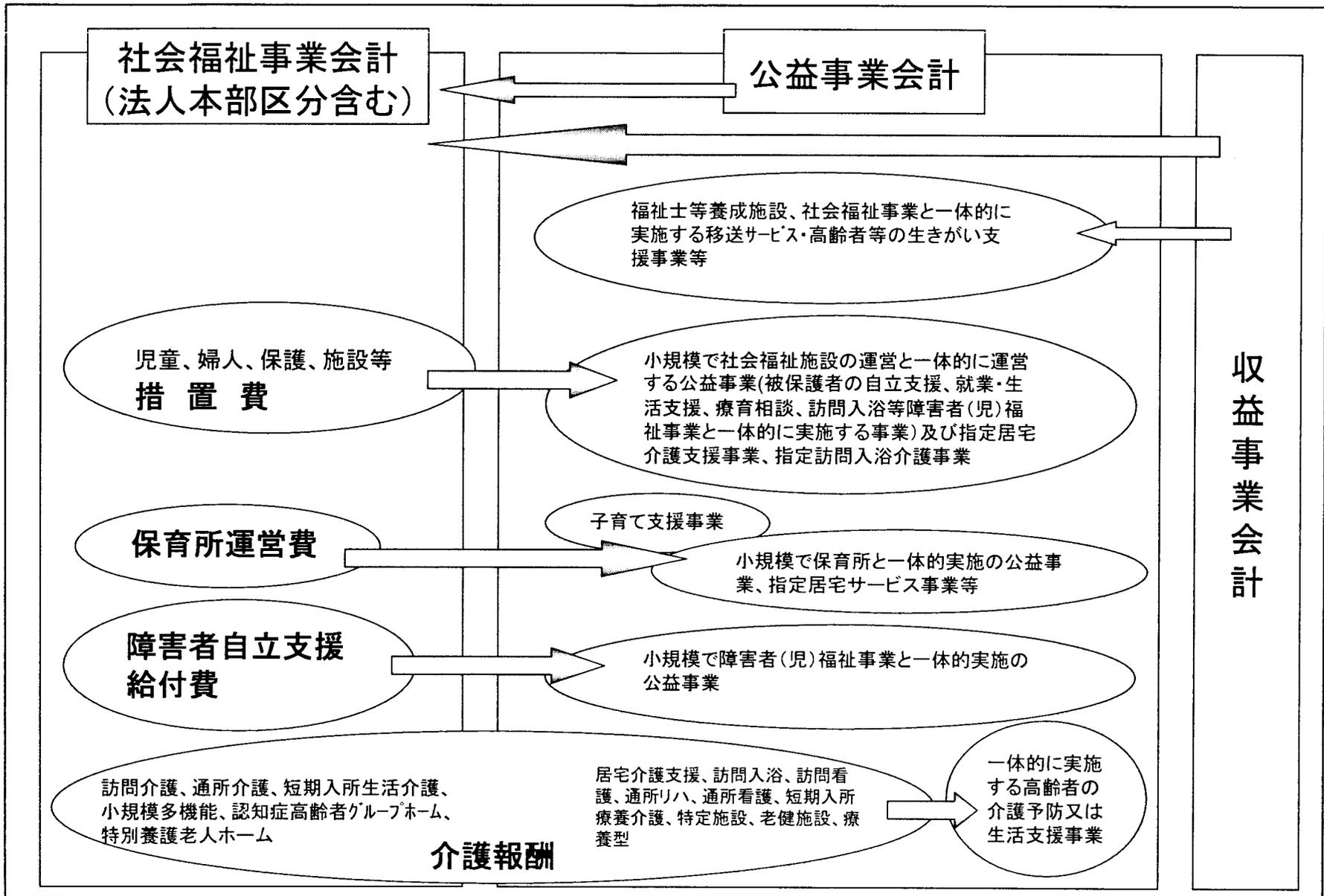
《該当通知等》

・別添3「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(局長通知)」

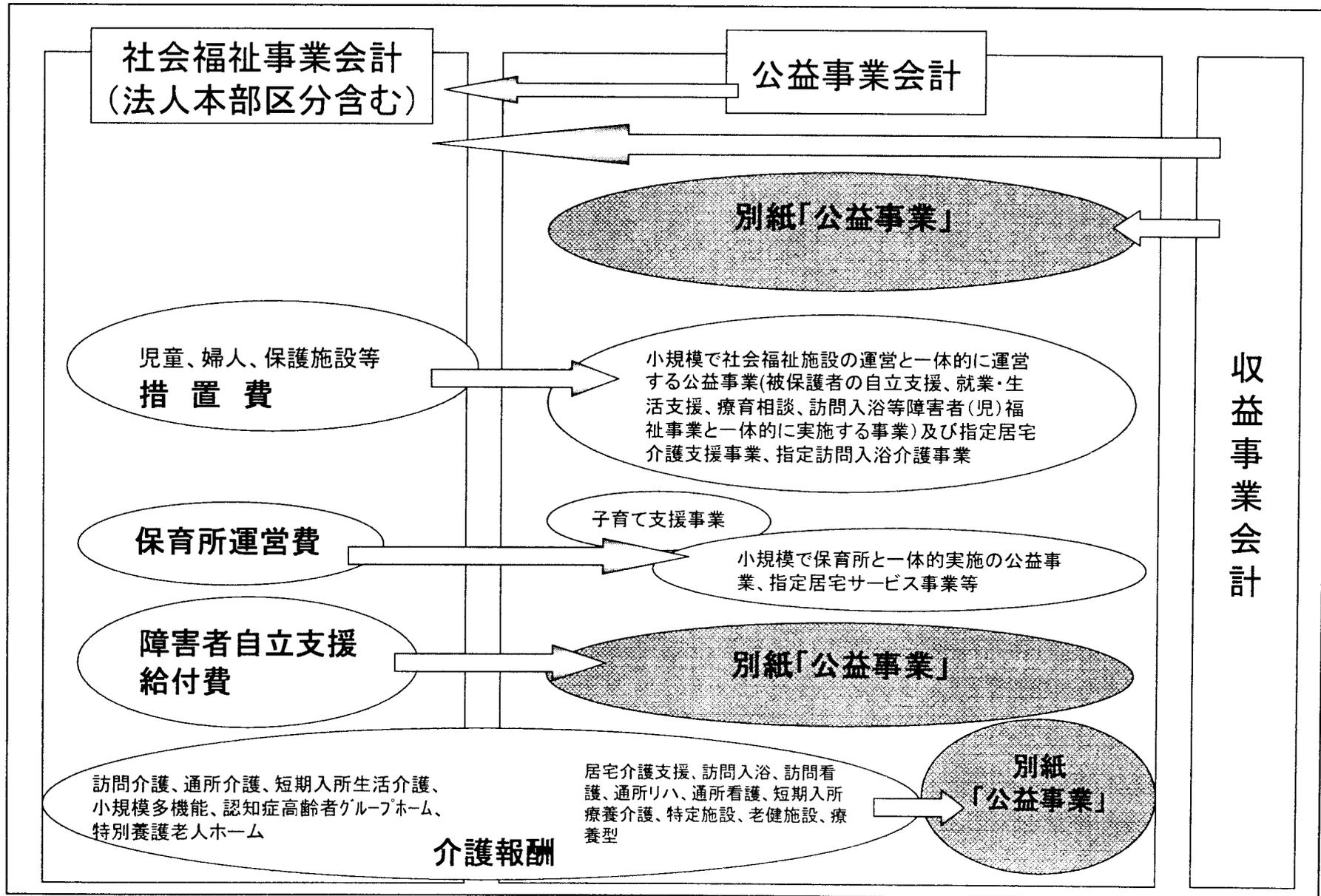
・別添4「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(課長通知)」

参考1

社会福祉法人の会計間の資金移動が認められる範囲(現行)



社会福祉法人の会計間の資金移動が認められる範囲(見直し後)



別紙「公益事業」

公益事業には、例えば次のような事業が含まれる(別添1 局長通知)

- 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等(以下「入浴等」という。)を支援する事業
- 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- 子育て支援に関する事業
- 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- ボランティアの育成に関する事業
- 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等)
- 社会福祉に関する調査研究等

(注)次のものを含む(別添2 課長通知)

- ・小規模社会福祉事業
- ・介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を運営する事業、地域支援事業を市町村から受託して実施する事業又は指定老人訪問看護事業
- ・有料老人ホームを運営する事業
- ・社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を運営する事業
- ・公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を運営する事業
なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

社会福祉法人経営の現状と課題

H18.8.11

— 新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業 —

これまでの福祉経営 (I、II章)

- 1951 (昭和 26) 年に創設
- 手厚い施設整備費補助と措置費による裁量の余地の小さい運営
- 「一法人一施設モデル」、「施設管理モデル」
 - ・施設管理中心、法人経営の不在
 - ・事業規模零細
 - ・再生産・拡大生産費用は補助金と寄附が前提
 - ・画一的サービス
 - ・同族的経営

経営環境の変化 (III章)

- 特に 90 年代以降、大きな環境変化
 - ・公的給付総額の拡大
 - ・措置から契約へ、制度の普遍化
 - ・多様な主体の参入、競合
 - ・規制改革、イコール・フッティング論
 - ・財政的な制約の増大 (補助金の見直し、介護報酬マイナス改定)
- 今後も新たなニーズの発生
 - ・2015 年、2025 年問題
 - ・認知症高齢者や独居世帯の増加
 - ・施設から在宅へ、地域生活支援
 - ・虐待、ホームレス等多様な福祉ニーズ

「法人規制」と「助成」から「自立・自律」と「責任」へ
「施設管理」から「法人経営」へ

新たな時代における福祉経営の基本的方向性 (IV章)

規模の拡大、新たな参入と退出ルール

- ・複数事業を運営し、多角的な経営を行える
= 「規模の拡大」を目指す
- ・新しい福祉・介護基盤の整備に当たっては、新規法人設立を当然の前提とせず、経営能力・ケアの質の確保の観点から既存法人の活用を考慮
- ・合併・事業譲渡、協業化の推進
- ・質の低い法人・経営者は退出を誘導
- ・(独) 福祉医療機構等による経営診断・経営指導の強化

長期資金の調達

- ・施設の老朽建替や新規投資のための長期的・安定的な資金調達が課題
- ・(独) 福祉医療機構融資について、償還期間の延長等融資条件の改善を検討
- ・民間金融機関の融資の拡大、直接金融の可能性等も検討課題

ガバナンスの確立・経営能力の向上

- ・資金使途規制の緩和等による法人単位の資金管理により、経営の自由度を拡大
- ・公益事業の充実・活性化、収益事業の推進
- ・理事会・法人本部の機能強化
- ・中間管理職層の育成・確保

人材育成と確保

- ・介護従事者の質の向上
- ・介護報酬上の評価
- ・キャリアパスの形成
- ・マッチングシステムの強化
- ・雇用管理の改善
- ・労働生産性の向上

新しい福祉経営に向けた行政のあり方 (V章)

○新たな福祉の「産業政策」の確立が急務

- ・質の高い福祉の「担い手」の育成
- ・「施設整備偏重型」行政から「経営の質重視型」行政へ

○不必要に些細であったり、合理性に欠ける指導監督は見直すべき

○行政職員の意識の改革と質の向上

20 平成19年度予算（案）における福祉貸付条件の見直しについて

平成19年度予算（案）における福祉貸付の貸付条件の見直しについて

①療養病床の介護老人保健施設、ケアハウス等への転換に係る貸付要件の緩和
療養病床の転換に係る計画に対し、以下の貸付要件の緩和を実施する。

区 分	平成18年度			平成19年度（療養病床転換に限る）		
	貸付けの相手方	融資率	利 率	貸付けの相手方	融資率	利 率
特別養護老人ホーム	○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社	75%	財投+0.1	○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社	90%	財投金利 と同じ
軽費老人ホーム （ケアハウス）	○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 民法第34条法人 ○ 医療法人			○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 民法第34条法人 ○ 医療法人		
認知症対応型老人共同生 活援助事業	○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 医療法人 ○ 営利法人等			70%		
生活支援ハウス	○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 民法第34条法人 ○ 医療法人	75%	財投+0.1	○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 民法第34条法人 ○ 医療法人		
	○ 営利法人等	70%	財投+0.5	○ 営利法人等		
小規模多機能型居宅介護 事業	○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 民法第34条法人 ○ 医療法人	75%	財投+0.1	○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 民法第34条法人 ○ 医療法人		
有 料 老 人 ホ ー ム	特定有料老人ホ ーム	○ 社会福祉法人	70%	○ 社会福祉法人		
	有料老人ホーム （基盤整備促進法に基 づくものに限る）	○ 社会福祉法人 ○ 民法第34条法人 ○ 営利法人等	75%	○ 社会福祉法人 ○ 民法第34条法人 ○ 営利法人等		
	一般有料老人ホ ーム	融資対象外		○ 社会福祉法人 ○ 民法第34条法人 ○ 医療法人		
介護老人保健施設 （※医療貸付）	○ 医療法人 ○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 厚労大臣が認めた者	75%	財投+0.1	○ 医療法人 ○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 厚労大臣が認めた者	90%	財投金利 と同じ

※平成19年度の要件緩和事項についてはアンダーライン標記

②障害者グループホームに係る融資対象の拡大
スプリンクラー等の消防用設備を設置する場合は、特定非営利活動法人を融資対象とする。

区 分	平成18年度	平成19年度 （スプリンクラー設備等設置事業に限る）
障害者自立支援法に基づく共同生活 援助又は共同生活介護を行う事業に 係る施設	○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 民法第34条法人 ○ 医療法人	○ 社会福祉法人 ○ 日本赤十字社 ○ 民法第34条法人 ○ 医療法人 ○ 特定非営利活動法人

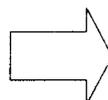
※平成19年度の要件緩和事項についてはアンダーライン標記

※ 平成20年度からの次期中期目標・中期計画が策定されることを踏まえ、今回の改善措置は、当面、「19年度限りの措置」である。

21 アスベスト対策及び耐震化事業等における融資（福祉貸付）条件の緩和内容

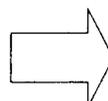
1. 貸付金利

施設の種類	18年度金利体系
社会福祉事業施設	財投同率
介護関連施設	財投+0.1%
保育士養成施設 社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設	財投+0.2%
職員研修施設	財投+0.2%
特定有料老人ホーム	財投+0.5%
営利法人が行う 認知症高齢者グループホーム等	財投+0.5%



アスベスト対策
財投同率
<u>財投+0.05%</u>
<u>財投+0.1%</u>
<u>財投+0.1%</u>
<u>財投+0.1%</u>
<u>財投+0.1%</u>

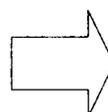
	17年度
災害復旧事業	2年間無利子



19年度
<u>全期間無利子</u>

2. 融資率

施設の種類	18年度融資率
児童関係施設、障害関係施設	80%
介護保険関連施設等	75%
特定有料老人ホーム、在宅サービス事業	70%
基盤整備促進法に基づく有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター、在宅介護サービスセンター	75%



アスベスト対策、耐震化 及び災害復旧事業
80%
<u>80%</u>
<u>75%</u>
<u>80%</u>

22 独立行政法人福祉医療機構の組織・業務の見直し案

「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成 18 年 12 月 7 日
厚生労働省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標期間において、以下の事項を中心として、事務及び事業の見直しを図る。なお、この見直し事項については、平成 20 年 3 月までの間に、民業補完の推進、業務運営の効率性、自律性の向上、国の歳出の縮減等の観点から、更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

第 1 融資等業務の見直し

1 福祉医療貸付事業の重点化

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利による融資を行うこと等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の整備に貢献してきた。

次期中期目標期間においては、政策金融改革の趣旨を踏まえ、以下のとおり、融資の重点化を行うこととする。

(1) 融資対象の重点化

① 医療貸付のうち病院に対する融資については、

(ア) 500 床以上の病院については、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、周産期医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備への融資に限定する。なお、当該融資に係る融資率の引下げについては、次期中期目標等において対応することとする。

(イ) 500 床未満の病院への融資については、当該病院の地域における必要性や貢献度を融資に反映させる観点から、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院に優先的に融資するものとし、その考え方を具体化したガイドラインについては、次期中期目標等の作成までに策定することとする。

病院の機能や経営状況についての第三者評価結果の融資審査への活用については、次期中期目標等において対応することとする。

② 医療貸付のうち病院の施設整備以外に対する融資については以下のとおりの措置を講じるとともに、融資率の引下げについて次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。

(ア) 病院の機械購入資金、薬局、衛生検査所、施術所、歯科技工所、疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設の整備・運転に係る融資を廃止することとする。

(イ) 病院の長期運転資金を、災害復旧、制度改正や金融環境の変化に伴う経営悪化への対応など緊急的なものに限定することとする。

③ 福祉貸付については、都道府県の介護保険事業支援計画などにおける政策優先度を踏まえ、融資対象の重点化及び介護関連施設に対する融資率の引下げについて、次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。

また、民間金融機関からの社会福祉施設に対する融資を促進するため、協調融資制度について、現在介護関連施設に限定している対象範囲を福祉貸付全体に拡大することとする。

(2) 新規融資額の縮減等

新規融資額については、融資の重点化を行うことにより縮減を図ることとし、次期中期目標等に削減目標を明記するとともに、融資残高についても縮小していくこととする。

2 年金担保貸付事業等の効率化

年金担保貸付事業については、市場金利の動向を踏まえた貸付と貸付に必要な資金の借入のミスマッチの解消を図る観点から、平成 20 年度から財政融資資金からの借入を行わないものとし、貸付実態に見合った適切な資金調達を行うこととする。

また、利用者の利便の向上や貸付金利の抑制を図るため、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業の事務の共通化による効率化等により、経費の節減を行うこととする。

第 2 事務及び事業の見直し

1 福祉医療経営指導事業

開業医承継支援事業については、都市部で地価下落が進むなど若手医師の新規開業が容易になってきた現状を踏まえ、平成 20 年 3 月末をもって廃止することとする。

また、福祉及び医療の制度改革等により経営環境が厳しさを増す中で、民間の社会福祉施設及び医療施設が地域において必要な福祉医療サービスを安定的に供給できるように経営の健全化への取組を支援するため、経営が悪化した施設に対する経営改善支援事業に重点化を図ることとする。

さらに、適切な受益者負担の観点から、経営診断件数の増加や料金体系の見直しなどによる自己収入の増加を図ることとする。

2 長寿・子育て・障害者基金事業の成果普及と効率化

長寿・子育て・障害者基金事業については、社会福祉制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民の福祉ニーズに即応した助成を行うことがますます重要になることから、次期中期目標期間においても、毎年度、助成テーマの適切な見直しを行うこととする。

また、募集方法、選定方法及び事後評価手法については、効果的な助成を行えるよう継続的改善を行うとともに、事務処理の効率化の観点からも見直しを行うこととする。なお、助成団体側からの助成に係る各提出書類の電子化については、次期中期目標期間において、費用対効果も十分に勘案して段階的に進めることとする。

優れた助成事業の成果については、機関誌、セミナー等で公表し、十分に周知の上普及を図っているところであるが、次期中期目標期間において、更なる効果的な普及方策を策定することとする。

3 退職手当共済事業の効率化

退職手当共済事業については、事務の合理化・効率化の観点から、共済契約者（社会福祉施設等経営者）が毎年4月に提出する掛金納付対象職員届について電子申請システム化を進めるとともに、平成19年度に策定する業務・システム最適化計画に基づき、事務の合理化及び経費の節減を行うこととする。

4 心身障害者扶養保険事業の見直し

心身障害者扶養保険事業については、現在、厚生労働省内において当事業に係る制度の見直しを行っており、その結果を踏まえ、次期中期目標等において、事務及び事業の見直しに係る具体的措置を定めることとする。

5 福祉保健医療情報サービス事業の効率化

福祉保健医療情報サービス事業については、福祉医療施策の動向、利用者ニーズ及びポータルサイトの拡大が福祉医療情報の価値を高めること等を踏まえ、コンテンツ及び機能の見直しの基本的方向性について検討し、その方向性に従って次期中期目標期間においてシステムの効率化と利用者満足度の向上を図るための継続的な改善を進めることとする。

また、一般サイトについては民間委託、専用サイトについては利用料を徴収するなど、次期中期目標期間内に更なる事務の効率化や自己収入の増加について検討し、結論を得ることとする。